

I 共通事項

1.1 介護保険サービスに係る医療費控除について

項目	内容
介護保険サービスのうち医療費控除の対象となるものは何か？	<p>1 医療費控除の対象サービス</p> <p>① 医療系サービス (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 通所リハビリテーション（※1）、(介護予防) 短期入所療養介護（※2）</p> <p>② 上記①（老人保健法等の訪問看護を含む。）と合わせて利用する福祉系サービス (介護予防) 訪問介護（生活援助中心型を除く。）、(介護予防) 訪問入浴介護、(介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護</p> <p>③ 施設サービス 介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>2 医療費控除の対象</p> <p>①及び② サービス利用に係る自己負担額（1割負担分） （ただし、上記に加えて※1は食費、※2は食費・居住費も医療費控除の対象となる。）</p> <p>③ サービス利用に係る自己負担額（1割負担分、食費・居住費） （ただし、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設は、自己負担額の1／2となる。）</p> <p>（注1）高額介護サービス費による支給がある場合には、支給額を除いた額が医療費控除の対象となる。</p> <p>（注2）社会福祉法人利用者負担軽減制度により利用者負担額が軽減されている場合は、軽減後の金額が医療費控除の対象となる。</p> <p>（注3）介護保険サービスを利用したときに、支払う「日常生活費」、「特別な居住費」、「特別な食費」は医療費控除の対象にならない。</p> <p>＜参考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年12月1日付け厚労省事務連絡「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」 平成18年12月1日付け厚労省事務連絡「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」 <p>“平成18年12月1日付け厚労省通知『「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について』の一部改正について』によると、居宅介護支援事業者は、次のいずれかの方法により、福祉系サービス事業者に連絡することとされている。</p> <p>1 居宅介護支援事業者は、居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護を居宅サービス計画に位置付けた場合には、サービス提供票（兼サービス計画）の欄外等にこれらのサービスの利用の内容（利用予定日、事業者名等）を記載の上、当該サービス提供票（兼サービス計画）を福祉系サービス事業者に提供する。</p> <p>2 居宅介護支援事業者は、利用者に対して、保険給付対象外サービスについても、居宅サービス計画に位置付けるとともに、サービス利用票又は週間サービス計画表等に保険給付対象分とは区分し保険給付対象外の費用を記載の上、利用者負担額等について説明を行い同意を得る必要がある。この同意を得た当該サービス利用票又は週間サービス計画表等により、福祉系サービス事業者に対し、利用者が居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護を受ける旨の通知をする。”</p>
居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護のみの利用者について、サービス提供票に記載されているとは限らないため、福祉系サービスを提供する事業者は、サービスの利用の有無を確認できないので、どのようにすれば確認できるのか？	医療費控除の対象となる。
訪問介護については、生活援助中心型である場合は医療費控除の対象とならないとされているが、身体介護中心型や「身体介護」と「生活援助」が混在する場合は医療費控除の対象となるのか？	医療費控除の対象となる。
支給限度額を超えた場合の全額自己負担となった部分について、医療費控除の対象となるか？	医療系サービスについては、支給限度額を超えて利用した場合、全額自己負担となった部分についても医療費控除の対象となるが、福祉系サービスについては、支給限度額を超えた部分は、医療費控除の対象とならない。
介護保険3施設において、入所者が入院外泊等した際の居住費については、医療費控除の対象となるか？	外泊時加算の対象期間（6日間）に限り医療費控除の対象とすることとする。 <p>＜参考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月8日付け厚労省事務連絡「介護保険サービスに係る医療費控除について」

I 共通事項

12 「その他の日常生活費」に係る留意事項について

(1) 留意事項

- ① 「その他の日常生活費」の範囲については、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用である。「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。
- ② 車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知機器等については、利用者の処遇上必要であって、かつ、ケアプランにこれらの器具が位置付けられている場合は、事業者側が負担する。
- ③ 事業所で購読する新聞・雑誌、町内会費等の費用を、すべての利用者から画一的に徴収することは認められない。

(2) その他

詳細については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」をご参照ください。

I 共通事項

1.3 防災対策と法令順守について

1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

下表のとおり、平成 22 年 9 月に「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等が一部改正されているので、非常災害の対策に万全を期すこと。

小規模多機能型居宅介護事業所	認知症高齢者グループホーム
① 非常災害に関する具体的計画※1	① 同左
② 関係機関への通報及び連携体制整備※2	② 同左
③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う	③ 同左
④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。※3	④ 同左 ⑤ 消防法施行令においてスプリンクラー設備の設置が規定されていない 275 m ² 未満の事業所においても、積極的にスプリンクラー設備の設置に努める。

【備考】

※1 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画のこと。
なお、防火管理者を置かなくても良い事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。

※2 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員へ周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制のこと。

※3 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努め、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

2 消防法

平成 21 年 4 月の消防法改正により、認知症高齢者グループホームへの消防用設備等の設置基準が下表のとおり拡大された。これにより、消防用設備等が不要であった規模の認知症高齢者グループホームであっても、消防用設備等の設置が義務付けられた。

ただし、平成 21 年 4 月の消防法改正に現存していた認知症高齢者グループホームの自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、スプリンクラー設備の設置については、平成 24 年 3 月 31 日（施行から 3 年間）までに設置すれば良いという猶予期間が経過措置として設けられている。

平成 24 年 4 月 1 日以降に消防用設備等が設置されていない場合は、消防法違反となるため、必ず現行の消防法に適合するよう消防設備等を設置すること。

	改正前	改正後
防火管理業務	収容人員 30 人以上	収容人員 10 人以上
消防用設備の設置の際の消防機関の検査	300 m ² 以上	全て
消火器	150 m ² 以上	全て
自動火災報知設備	300 m ² 以上	全て
消防機関へ通報する火災報知設備	500 m ² 以上	全て
スプリンクラー設備	1,000 m ² 以上	275 m ² 以上

I 共通事項

3 建築基準法

消防法と同じく、災害防止のために最低限遵守しなければならない法律であるが、確認申請（用途変更）の手続きを経ずに、住宅を転用して事業所として使用しているもの等については、避難・防火の面で問題を抱えている。

火災等で、甚大な被害をもたらす可能性が高いことから、各区役所建築課から指導を受けている場合は、速やかに従い、利用者の安全性確保に努めること。

4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

広島県では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定している。

また、土砂災害に係わる警戒避難や土地利用の検討に際し、参考として活用して頂く事を目的に公開している土砂災害危険箇所というものもある。

当該事業所が、上記の土砂災害警戒区域等に該当しているかどうかを確認（下記の URL から確認できる。）し、該当しているようであれば、災害防止マニュアル等に記入して、従業員へ周知徹底し、リスク管理を行うこと。

<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/index.jsp>

5 耐震改修促進法

耐震改修促進法第6条では、昭和56年5月以前に建築された1,000m²以上かつ2階建以上の福祉施設等の建物所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該建物の耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。

また、広島市では、老人ホーム等の要援護者の利用する施設を優先的に耐震化を図るべき建築物とし、所有者に積極的な耐震化を促している（広島市建築物耐震化促進計画）。

なお、広島市では、都市整備局指導部建築指導課において、「広島市民間建築物耐震診断補助制度」が用意されているので、耐震診断時には活用を検討して頂きたい。

（参考）

昭和56年6月以降に建築されたものについては、建築物が数回は遭遇する可能性のある地震（震度5程度）に対して、建築物が被害を生じないこと、数十年～100年に1度、すなわち建築物が1回遭遇するか否かという地震（震度6強程度）に対して、建築物に被害や変形が生じても崩壊に至らず、最低人命は保証することを目的として設計されている。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（非常災害対策）

第八十二条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（新規）

第八十八条 第九条から第十三条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十三条第一項中「この節」とあるのは「第四章第四節」条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第八十八条 第九条から第十三条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十三条第一項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

現 行

(準用)

第一百八条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条
、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条から第三十九条まで、第五
五十三条、第五十八条、第八十条、第八十二条の二、第八十四条及び第
八十五条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用す
する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規
程」とあるのは「第一百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜
間対応型訪問介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十三条中
「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「夜間対応型訪問介
護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十三条
第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第八十条中「小
規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二
条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知
症対応型共同生活介護事業者」と、第八十五条第一項中「小規模多機能
型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生
活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの
提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとす
る。

(準用)

第一百八条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条
、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条から第三十九条まで、第五
五十三条、第五十七条、第五十八条、第八十条、第八十四条及び第八十五条
の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この
場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるの
は「第一百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介
護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節
」とあるのは「第五章第四節」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護
従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節
」とあるのは「第五章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能
型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生
活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの
提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（非常災害対策）

第五十八条の二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（新規）

現 行

（準用）

第六十四条 第十一条から第十五条まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条から第三十八条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第五十七条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第三章第四節」と、第二十八条第三項及び第三十二条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十五条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第三十条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第五十六条、第五十八条の二、第六十条及び第六十一条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「第四章第四節」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十六条第一項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十二条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十六条中「介護従業者」と、第五十六条第一項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十二条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十六条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十六条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条第一項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十五条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第三十条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第五十六条、第六十条及び第六十一条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(別添)

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
第一、第二 (略)	第一、第二 (略)
第三 地域密着型サービス	第三 地域密着型サービス
一 (略)	一 (略)
二 認知症対応型通所介護	二 認知症対応型通所介護
1 (略)	1 (略)
2 入員及び設備に関する基準	2 入員及び設備に関する基準
(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護	(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護
①～④ (略)	①～④ (略)
⑤ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における設備に関する基準 (第四十四条)	⑤ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における設備に関する基準 (第四十四条)
イ (略)	イ (略)
口 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	口 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他 の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。(基準第六十七条第一項、第 百十二条第六項及び第百三十二条第一項第九号についても同趣旨)	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他 の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。(基準第六十七条第一項、第 九十三条第二項、第百十二項及び第百三十二条第一項第九号についても同趣旨)
ハ (略)	ハ (略)
(2) (略)	(2) (略)

3 運営に関する基準

(1) ~ (4) (略)

(5) 運営規程

①~⑤ (略)

⑥ 非常災害対策

(7) の非常災害に関する具体的計画を指すものであること
百二十五条第八号及び第百四十九条第六号についても同趣旨)。

(6) ~ (10) (略)

三 小規模多機能型住宅介護

1 ~ 3 (略)

4 運営に関する基準

(1) ~ (12) (略)

(13) 運営規程

①, ② (略)

③ 非常災害対策 (第九号)

(15) の非常災害に関する具体的計画を指すものであること
百二十二条第六号についても同趣旨)。

(14) 定員の遵守 (略)

(15) 非常災害対策

基準第八十二条の二は、指定小規模多機能型住宅介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制

3 運営に関する基準

(1) ~ (4) (略)

(5) 運営規程

①~⑤ (略)

⑥ 非常災害対策
(7) の非常災害に関する具体的計画を指すものであること
百二十五条第八号及び第百二十三条第六号、第八十一条第九号、第百二十二条第六号、第百二十五条第八号及び第百四十九
八条第六号についても同趣旨)。

(6) ~ (10) (略)

三 小規模多機能型住宅介護

1 ~ 3 (略)

4 運営に関する基準

(1) ~ (12) (略)

(13) 運営規程

①, ② (略)

③ 非常災害対策 (第九号)

基準第八十二条第九号は、指定認知症対応型通所介護に係る第五十
四条第九号の規定と同趣旨であるため、第三の二の3の(5)の⑥を
参照されたい。

(14) 定員の遵守 (略)

(15) 非常災害対策

基準第八十二条の二は、指定小規模多機能型住宅介護事業者は、非常
災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制

の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならぬこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消防・避難等に協力してもらえるよう具体的計画を作りをめることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてよいこととされている指定小規模多機能型居宅介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

同条第二項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たつて、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を開催し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たつては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

- (16) 協力医療機関等
 - (17) 調査への協力等
 - (18) 地域との連携等
 - (19) 居住機能を担う併設施設等への入居
 - (20) 準用
- 基準第八十八条の規定により、基準第九条から第十三条まで、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで、第五十五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(5)まで、(10)、(12)、(15)及び(21)から(25)まで並びに第三の二の3の(4)、(6)及び(8)を参照されたい。
- (15) 協力医療機関等
 - (16) 調査への協力等
 - (17) 地域との連携等
 - (18) 居住機能を担う併設施設等への入居
 - (19) 準用
 - 基準第八十八条の規定により、基準第九条から第十三条まで、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで、第五十五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(5)まで、(10)、(12)、(15)及び(21)から(25)まで並びに第三の二の3の(4)、(6)及び(8)を参照されたい。

四 認知症対応型共同生活介護

1, 2 (略)

3 設備に関する基準 (基準第九十三条)

(1) (略)

(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
基準第九十三条第二項に定める「消防設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。
なお、消防法施行令においてスプリンクラー設備の設置が規定されない 27.5m^2 未満の指定認知症対応型共同生活介護事業所においても、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

(3) ~ (6) (略)

4 運営に関する基準

(1) ~ (7) (略)

(8) 運営規程

基準第百二条は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の運営を確保するため、同条第一号から第七号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第四号の「指定認知症対応型共同生活介護の内容」にあつては、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。

同条第六号の「非常災害対策」は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第八十一条第九号の規定と同趣旨であるため、第三の三の4の(13)の③を参照されたい。

同条第七号の「その他運営に関する重要な事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

四 認知症対応型共同生活介護

1, 2 (略)

3 設備に関する基準 (基準第九十三条)

(1) (略)

(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
基準第九十三条第二項に定める「消防設備その他の非常災害に際して必要な設備」は、指定認知症対応型通所介護に係る第四十九条第一項の規定と同趣旨であるため、第三の二の2の(1)の⑤の口を参照されたい。
平成十八年一月に発生した火災死亡事故にかんがみ、指定認知症対応型共同生活介護事業所におけるたばこ、ライター等の適切な管理や消防訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること。

(3) ~ (6) (略)

4 運営に関する基準

(1) ~ (7) (略)

(8) 運営規程

基準第百二条は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の運営を確保するため、同条第一号から第七号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第四号の「指定認知症対応型共同生活介護の内容」にあつては、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。

同条第六号の「非常災害対策」は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第八十一条第九号の規定と同趣旨であるため、第三の二の3の(5)の⑥を参照されたい。

同条第七号の「その他運営に関する重要な事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体的拘束等を行いう際の手続について定めておくことが望ましい。

(9) ~ (11) (略)	(9) ~ (11) (略)
(12) 準用 基準第百八条の規定により、基準第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十五条まで、第三十七条から第三十九条まで、第五十三条、第五十八条、第八十条、 <u>二条の二、</u> 第八十四条及び第八十五条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の4の(1)、(2)、(4)、(5)、(12)、(15)、(21)及び(23)から(25)まで、 <u>第三の二の3の(4)、及び(8)並びに第三の3の4の(12)、(15)、(17)及び(18)</u> を参照されたい。	(12) 準用 基準第百八条の規定により、基準第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十五条まで、第三十七条から第三十九条まで、第五十三条、第五十八条、第八十条、 <u>二条の二、</u> 第八十四条及び第八十五条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の4の(1)、(2)、(4)、(5)、(12)、(15)、(21)及び(23)から(25)まで、 <u>第三の3の(4)、(7)及び(8)並びに第三の3の4の(12)、(16)及び(17)</u> を参照されたい。
五、六 (略)	五、六 (略)
第四 (略)	第四 (略)

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成十八年三月三十一日老計発〇三三一〇〇四・老振発〇三三一〇〇四・老老猪〇三三一〇一七) (抄)

(別紙5)
(第5部は改正部分)

改 正 後	新 旧
<p>第三 地域密着型サービス</p> <p>第六 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (2) 段階に属する要件 (基準第百六十条)</p> <p>④ 居室(第1号イ)</p> <p>二 居室の床面積等</p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅生活の中でケアを行なうたため、入居者は長年使い慣れた家具を持ち込むことを想定しておらず、居室は次のように分類される。</p> <p>(イ) ユニット型個室 床面積は、一〇・六五平方メートル以上(居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内外に洗面設備が設けられるとときはその面積を除く。)とすること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合は二部屋とするときは二・三平方メートル以上とすること。</p> <p>(ロ) ユニット型造個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上(居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内外に洗面設備が設けられるとときは、入居者が十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない)とすること。この場合にあつては、入居者のプライバシーが遮断され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁についてとは、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるたゞから、多床室を仕切つて窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p>	<p>第三 地域密着型サービス</p> <p>第六 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (3) 段階に属する要件 (基準第百六十条)</p> <p>④ 居室(第1号イ)</p> <p>二 居室の床面積等</p> <p>ユニット型指定地域の下で、居宅における日常生活に近い環境の下で、入居者は長年使い慣れた家具を持ち込むことを想定しておらず、居室は次のように分類される。</p> <p>(イ) ユニット型個室 床面積は、一三・二平方メートル以上(居室内外に洗面設備が設けられるとときはその面積を除く。)を標準とすること。</p> <p>(ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上(居室内外に洗面設備が設けられるとときは、入居者同士の隔離が十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない)とすること。この場合にあつては、入居者のプライバシーが遮断され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁についてとは、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるたゞから、多床室を仕切つて窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p>

また、居室への入日が、複数の居室で共同であつたり
カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合
には、十分なプライバシーが確保されているといえず
、準個室とは認められないものである。
入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二
人部屋とするときは二・三平方メートル以上とするこ
と。
なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを
造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニ
ット型個室に分類される。

また、居室への入日が、複数の居室で共同であつたり
カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合
には、十分なプライバシーが確保されているといえず
、準個室とは認められないものである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを
造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニ
ット型個室に分類される。

I 共通事項

1.4 認知症高齢者グループホーム等における金銭の適切な管理について

1 趣旨

認知症高齢者グループホーム等（以下「グループホーム等」という。）の利用者の通帳や印鑑の預かり、金銭の出納管理は、原則として、利用者（生活保護受給者を含む。以下同じ。）又は家族等が行う※1。

ただし、やむを得ない事情があり、利用者又は家族等から申出があったときは、グループホーム等において通帳等の預かりや金銭管理※2を行うことができる。

しかしながら、グループホーム等における金銭管理の方法等について、適切とは言えない事例も見受けられる。

については、グループホーム等における金銭等の適切な管理について、本市の考え方を示すものである。

※1 利用者の判断能力が十分でない場合であって、家族等がいない又は家族等による金銭管理が困難といった場合などは、成年後見制度等の利用を検討する。

この場合は、利用者又は家族等に対して、成年後見制度等の相談窓口を紹介するなど、必要な支援を行うこと。

【成年後見制度についての相談窓口】

地域包括支援センターや区役所厚生部健康長寿課のほか、次の機関がある。

広島家庭裁判所	TEL 228-0494
広島公証人合同役場（任意後見制度）	TEL 247-7277
高齢者等財産管理センターあんしん〔広島弁護士会〕	TEL 225-1600
成年後見センター・リーガルサポートひろしま〔広島司法書士会〕	TEL 511-0230
権利擁護センターばあとなあひろしま〔広島県社会福祉士会〕	TEL 254-3019
NPO法人 成年後見ひろしま	TEL 0823-84-7023
中国税理士会業務対策部（成年後見制度担当）	TEL 246-0088

※2 通帳等の預かりと金銭管理

通帳等の預かりとは、金銭の出納を行わず、単に通帳等を保管すること。

一方、金銭管理とは、現金や通帳等を保管するとともに、保管した現金や通帳等を用いて金銭の出納を行うこと。

なお、いずれの場合においても、後日のトラブルを未然に防止するため、通帳等の保管時に預かり書（別紙1参照）を利用者又は家族等に交付すること。

2 金銭の適切な管理について

(1) 利用者及び家族等との契約書の締結

金銭管理の取扱いについて、文書で定め、利用者及び家族等の同意を得る。

(2) 管理の方法

ア 実務を担当する出納取扱者と、出納状況について確認する出納管理責任者をそれぞれ別に定めて、複数職員で事務処理に当たる。

イ 現金や通帳、印鑑等は、施錠できる金庫等に保管する。

ウ 金銭管理は、利用者ごとに金銭出納帳（別紙2参照）を作成して行う。

(3) 支払

ア 利用者又は家族等の依頼に基づき、支払う。

イ 利用者から支払の依頼があった場合は、原則として、家族等の承諾も得る。

ウ 支払に伴う領収書又はレシート（以下「領収書等」という。）を保管する。

なお、バス代等領収書等が発行されない場合は、出納管理責任者による支払証明書（別紙3参照）等を作成すること。

エ 事業所利用料、医療費等、継続して支払うものについては、包括的な承諾をもってその都度の承諾を求めないことができる。

(4) 家族等への報告

ア 毎月1回以上定期的に利用者又は家族等に対して、金銭出納帳、預貯金通帳（コピー一）及び領収書等（支払証明書を含む。）により収支状況を報告する。

イ グループホーム等は、利用者又は家族等からの問い合わせ等に対応するため、領収書等のコピーを保管する。

ウ 每月1回以上の定期報告とは別に、臨時で利用者又は家族等から収支状況の報告を求められた場合は、速やかに対応する。

(5) その他

ア 預かり金及び預かり書に記載した預かり品は、原則として、利用者又は家族等の申出があれば、速やかに返却する。

イ 預かり金及び預かり書に記載した預かり品の返却先について、あらかじめ文書により明確にする。

ウ 預かり金に係る金銭出納帳等関係書類の記録については、完結の日から少なくとも5年間は保存する。

預かり書

様

次の表に記載したものを預かりました。

預かり品については、適正に管理・保管します。

また、預かり品については、原則として、利用者又は家族等の申出により、速やかに返却します。

なお、この預かり書は、2部作成し、事業所及び家族等の双方がそれぞれ1部を保管します。

名称	数量	預かり		返却先 (連絡先)	返却	
		年月日	担当者印		年月日	家族サイン

株式会社 ○○

代表取締役 ○○

グループホーム ○○

金錢出納帳(●●氏分)

記載例

金錢出納帳(●●氏分)

(別紙 3)

支払証明書

下記のとおり、支払ったことを証明します。

グループホーム ○○ 出納管理責任者
氏名 _____ 印

記

○年○月○日、 _____ の目的で、

_____ において、

_____ 円

支払いました。

I 共通事項

1.5 医療面における認知症高齢者グループホーム等と医療機関及び家族等との連携等について

1 趣旨

認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスは、認知症等があり、介護を必要とする状態の高齢者を対象としたサービスであることから、医療と介護の連携が重要である。

中でも、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「グループホーム等」という。）については、入居、入所、宿泊を伴うサービスであり、利用者は家族等から離れてサービスを受けることから、医療機関との連携に加え、家族等との連携も重要となる。

については、グループホーム等と医療機関及び家族等との連携のあり方について、本市の考え方を示すものである。

2 利用者の心身の状況等を把握した適切なケアマネジメントの実施について

国が定めた運営基準では、グループホーム等のサービス提供は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて行うこととされている。

医療機関での受診が必要な利用者について、心身の状況等を踏まえるためには、当然のことながら、適宜、医療機関から情報収集し、それを踏まえたサービスを提供することが必要となる。

なお、グループホーム等と医療機関との連携が不十分な場合は、利用者に対するサービスの質が低下し、ひいては、それが原因でトラブルとなるおそれもある。

【適切なケアマネジメントの流れ】

- ① 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえてアセスメントを行う。アセスメントに当たっては、主治医意見書の活用及び協力医療機関との連携も積極的に行うものとする。
- ② アセスメントを踏まえ、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画（以下「プラン」という。）を作成する。
- ③ グループホーム等は、作成したプランに基づき、サービスを提供する。その際、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する必要がある。
- ④ 適宜、プランの実施状況の把握であるモニタリング（継続的なアセスメントを含む。）を実施し、必要に応じてプランの変更を行う。
- ⑤ プランを変更する場合は、再度、①からの流れを行う。

全ての利用者に対するケアマネジメント

【医療機関での受診が必要な利用者の場合の留意点】

ア ④のモニタリングの実施に当たり、医療機関との連絡を継続的に行い、利用者の心身の状況等の把握に努める。

イ (イ) 手術が施術されるなど、利用者の状態に大きな変化があった場合、(イ) 利用者が退院して、グループホーム等でのサービスを再開する場合等には、医療機関からの情報を得るなど、適切にアセスメントを実施する。

3 具体的な医療機関及び家族等との連携のあり方について

(1) 通院

ア 通院の介助は、利用者に対する日常生活上の世話を当たることから、グループホーム等が提供する介護サービスの一環として行われるべきものであり、原則として、グループホーム等が行う必要がある（ただし、家族等の意向により、家族等が行う場合を妨げるものではない。）。

こうしたことから、協力医療機関であるかないかを問わず、通院介助に係る費用について、グループホーム等は介護報酬とは別に費用を利用者から徴収することはできない。

ただし、交通費について、利用者及び家族等との契約により実費を徴収することは差し支えない。

イ 医療機関での受診が必要な利用者について、グループホーム等は医療機関との連絡を継続的に行い、利用者の心身の状況等の把握に努めることとする。

こうして医療機関から得た利用者の心身の状況等に係る情報※については、家族等に対して適宜（少なくとも月1回以上が望ましい。）かつ適切に提供する。

ウ 医師から処方された薬に係る情報※についても、家族等に対して定期的かつ適切に提供する。

※ 医療機関から得た利用者の心身の状況等に係る情報及び医師から処方された薬に係る情報

例えば、グループホーム等において、利用者ごとに医療連携ノート（別紙参照）等を作成するなど、通院の際に医療機関から得た情報、処方薬に係る情報等利用者の医療に関する情報を一元的に管理し、職員間で情報を共有することが望ましい。

また、整備した医療連携ノート等を活用することで、正確かつ効率的に家族等に情報提供することが可能となる。

(2) 入退院

- ア 入退院することになった場合、早急に家族等に対して情報提供するとともに、利用者の状態を直接医療機関から聞くよう促す。
- イ 入退院の手続きは、原則として、家族等にお願いする。
- ウ 入院及び転院に当たっては、家族等の文書による同意を得た上で、医療機関に対して、直近の利用者的心身の状況等について文書により情報提供を行う。
- エ 退院し、グループホーム等でのサービスを再開する場合には、医療機関から情報を得るなど、適切にアセスメントを実施する。

(3) 手術

- ア 手術することになった場合、早急に家族等に対して情報提供するとともに、利用者の状態や手術内容等を直接医療機関から聞くよう促す。
- イ グループホーム等が、医療機関から手術に係る同意書を預かった場合は、早急に家族等に渡し、利用者の状態を直接医療機関から聞くよう促す。
- ウ 手術後も、引き続き、グループホーム等でサービスを提供する場合には、医療機関から情報を得るなど、適切にアセスメントを実施する。

医療連携ノート(●●氏分)

記載例

医療連携ノート(●●氏分)